99-72

問題文

薬剤師法に定める薬剤師の任務又は業務でないのはどれか。1つ選べ。

- 1. 調剤
- 2. 医薬品の供給
- 3. 処方せん中の疑わしい点の医師、歯科医師又は獣医師への照会
- 4. 調剤した薬剤についての患者等への情報提供
- 5. 検査のための採血

解答

5

解説

選択肢 $1 \sim 4$ は正しい記述です。

薬剤師法に定める薬剤師の任務又は業務です。薬剤師法、選択肢 1,2 は第 1 条 、条選択肢 3 は第 24 条、選択肢 4 は第 25 条 を参照。

選択肢 5 ですが

検査のための採血は、薬剤師法に定める薬剤師の任務又は業務ではありません。

以上より、正解は5です。